



# 島根県報

令和8年1月27日（火）

号外 第 1 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第41号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	今福芸北線	浜田市金城町小国ハ435番21地先から同ハ162番6地先まで	前	メートル 8.77～ 16.49	メートル 186.00	災害防除工事 拡幅
			後	8.77～ 36.76	186.00	
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国ハ435番21地先から同ハ162番6地先まで	前	8.77～ 16.49	186.00	災害防除工事 拡幅
			後	8.77～ 36.76	186.00	
〃	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ1546番2地先から同イ1545番5地先まで	前	12.67～ 34.00	112.93	災害防除工事 拡幅
			後	26.06～ 34.98	112.93	

## 島根県告示第42号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川出雲大社線	出雲市大社町修理免820番10地先から同町杵築南1395番地先まで	メートル 82.05	令和8年 1月27日	出雲県土整備事務所	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂1番3地先から同1057番1地先まで	210.84	令和8年 1月27日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	